

Ⅱ. 事業評価個表 (令和 6) 年度

番号	措置名	交付金事業の名称				
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	令和6年度市道亀石女子畑1号線舗装工事業				
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		日田市				
交付金事業実施場所		日田市天瀬町				
交付金事業の概要		市道亀石女子畑1号線は、生活道路として利用されているほか、日田市街地から熊本県小国町方面へ繋がる広域的な路線で大型車両も多く通行しているが、損傷が激しく支障をきたしており、本年度舗装工事を実施することから、本年度実施分の道路の舗装工事業に交付金を充当します。 (事業量) 施行延長L=460.0m、幅員W=7.0m、舗装面積A=3272.4㎡				
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標		交付金事業に係る主要政策・施策 第6次日田市総合計画（平成29年度～令和9年度） 第4章 生活基盤 安全で快適に暮らす ～便利も快適もそろえる ひた～ 4-（1）道路・河川・公共交通の整備 ④生活関連道路の整備 ・地域の状況を考慮した効率的な道路整備 市道亀石女子畑1号線舗装改修率 目標：100%				
事業開始年度		令和6年度		事業終了(予定) 年度		令和6年度
事業期間の設定理由						
交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和7年度
	市道亀石女子畑1号線舗装改修率 30.7%	市道亀石女子畑1号線舗装改修率 30.7%	成果実績	%	30.7	
			目標値	%	30.7	
			達成度	%	100	
	評価年度の設定理由					
	市道亀石女子畑1号線舗装工事終了後、その翌年度早期に評価を実施します。					
	交付金事業の定性的な成果及び評価等					
	当市では、第6次日田市総合計画に基づき、地域の状況を考慮した効率的な道路整備に取り組んでいます。市道亀石女子畑1号線は生活道路として利用されているほか、日田市街地から熊本県小国町方面へ繋がる広域的な路線で大型車両も多く通行していますが、損傷が激しく、支障をきたしています。今回の整備によって、車両通行の安全性が確保され、地域住民の利便性の向上が図られました。					
	評価に係る第三者機関等の活用の有無					
	無					

交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標			単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	道路舗装 延長 L=460.0m		活動実績	m	460		
			活動見込	m	460		
			達成度	%	100.0		
交付金事業の総事業費等	令和6年度					備 考	
総事業費	27,821,200						
交付金充当額	22,950,000						
うち文部科学省分							
うち経済産業省分	22,950,000						
交付金事業の契約の概要							
契約の目的	契約の方法	契約の相手方				契約金額（円）	
道路舗装工事	指名競争入札	豊中建設株式会社（大分県日田市）				27,821,200	
交付金事業の担当課室	地域振興部天瀬振興局						
交付金事業の評価課室	総務企画部企画課						

- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記（6）の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。